

令和5年度第3回中央区保健医療福祉計画推進委員会 意見票のまとめ

(1)中央区保健医療福祉計画2020 中間年の見直しについて

ご意見	回答・対応	
<p>今回「はるみらい」がオープンしましたが、中央区内はスポーツ施設がとても充実していると思います。新型コロナの影響で体力低下している高齢者がこうした施設の積極的な利用によって、体力の回復とともに健康寿命の延伸に繋がることが期待しています。<u>こうした行動変化の起爆剤として、無料利用証（65歳以上）の発行を本人申請扱いから区からの自動送付に切り替え下さるよう重ねてご提案いたします。</u> <u>その他にも、施設利用が高まるアイデアを考えていただければ、幸いです。</u></p>	<p>スポーツ課</p>	<p>スポーツ課が発行しているスポーツ施設の無料利用証は、施設利用時に利用者が65歳の誕生日を迎えていることの確認を簡易に行うために、身分証明書の提示に替えてご活用いただいているものです。誕生日によって、適用開始となる日付が異なることや、有効期限が2年間であり、更新をしていかなければならないものでもあります。</p> <p>このような性質上、施設を利用される方に対し、直接交付することが望ましいと考えていることから、申請をお願いしております。</p> <p>一方で、高齢者の方にとって施設を利用しやすい環境は、健康の維持増進にも寄与するものであることから、高齢者福祉課と連携し、新たに65歳になった方へプッシュ型による周知を行い、利用促進につなげていくことを検討してまいります。</p>
<p>在宅療養支援の推進として「在宅看取り率」を指標にすることをご検討いただきたい。</p>	<p>介護保険課</p>	<p>在宅療養支援の指標に関しては、「在宅看取り率」も含め他区の状況等もふまえながら、引き続き検討していきます。</p>
<p>介護施設、障害者施設についても適切な感染対策ができるよう定期的な医療介護連携・協働ができるとう良いと考えます。</p>	<p>介護保険課／障害者福祉課</p>	<p>介護施設は、国の介護現場における感染対策の手引き等に沿った対策を実施していますが、令和6年4月からは新興感染症の発生等に備え、感染者の診療等を迅速に対応できる体制を平時から構築しておくため、感染者の診療等を行う医療機関と連携し、発生時の対応を取り決めておくことが努力義務化されることにより、医療・介護連携が強化されるものと考えております。</p> <p>障害者施設においても、普段からの健康管理はもとより、手指消毒等の基本的な感染防止対策やゾーニング等による施設の環境管理、感染症発生時のシミュレーションの実施など、保健所や医療機関等専門家の指導を受け、適切に行っています。</p>
<p>現状を踏まえた丁寧な計画の見直しについては、とても分かりやすく書かれており、その内容について特段意見はございません。</p> <p><u>現状では中央区も95%近くがマンション居住世帯となり、さらに晴海地区は新しい住人の方が移住してくるとい、大きな変化が生まれます。ますますマンション世帯及び居住者に向けた施策の見直しが重要となります。地域における町会と、マンション自治会の協力体制の構築が課題です。(①)</u> <u>令和6年度から始まる重層的支援体制整備事業にも期待します。区民自身は必要になって初めてこうした制度の恩恵に与ることができま</u> <u>すが、区民の方には、事前相談ができる仕組みと相談窓口に対する周知をお願いいたします。</u> <u>(②)</u></p>	<p>①地域振興課／②生活支援課</p>	<p>①晴海地区の新たなまちの形成やその他の地域でも再開発などにより、大規模マンションが多く建築されていますが、建築事業主等を通して、マンションと地域町会との対話などを促しています。また、連合町会内でマンション自治会同士が協力し、盆踊りなどのイベントを開催している例もあるため、地域の交流の場となるイベントの支援を通して、町会とマンションの協力体制の強化を図ります。</p> <p>②令和6年度に開設する「ふくしの総合相談窓口」は、具体的な生活課題がある方だけでなく、福祉や生活に関する不安や悩みをお持ちの方も気軽にご相談いただける窓口です。困りごとを包括的に受け止めることで、深刻化する前に支援につなげていきます。</p> <p>また、これまでどこに相談して良いか分からなかった方を含め、気軽に窓口を利用していただけるよう、区のおしらせや街頭の掲示板でのポスター掲示、パンフレットの配付のほか、ホームページやSNS等を活用し、周知を図ります。</p>

(2)その他

ご意見	回答・対応	
<p>新型コロナ特別貸付関連について</p> <p>(1) 債務者の的確な実態把握</p> <p>債務者の順調な償還が困難になるケースは、病気、退職、他家族への突然の出費等様々な複合的要因によって引き起こされます。そのため立ち直りの方策も、債務者の個別事案で異なってくると思われます</p> <p>対応策を考えるためには、債務者がどのような悩みを抱え、経済的に余裕がなくなってきたのか、その経緯や要因を丁寧に聴取し、実態把握を行うことが大切です。</p> <p>(2) 債務者へのアドバイス</p> <p>通常業務の他にこうした事務負担が増加していることは重々承知の上で、社会福祉協議会の皆様には、償還困難な債務者の立場に寄り添い、上記の実態把握に基づく適切な解決方法のアドバイスをぜひお願いします。</p> <p>皆様のご活躍を応援するとともに、今後のご奮闘を期待しています。</p>	社会福祉協議会	<p>赤い羽根助成金を利用して、未償還が続いている世帯を対象にアンケート調査を実施しています。回答内容により、償還手続き支援を実施するほか、区生活支援課、社協地域ささえあい課等と連携し、必要な支援を行っていきます。</p> <p>また、回答がない世帯には電話や個別訪問等により生活実態の把握をしたうえで、必要な支援や連携を行っていきます。</p>
<p>元旦早々から北陸では大きな災害が発生し被害も増大してきました。東京直下型、南海トラフの規模が東京で発生すると、どれほどの被害になるか想像するだけで恐ろしいです。<u>福祉の観点から、マンション内の高齢者や要配慮者を把握、災害時の対応も事前に協議して、迅速な共助に繋がるよう仕組みの再構築を推進していただきたいです。(①)</u></p> <p>町会との連携も大切ですが、<u>マンション自治会内での協力体制の構築、訓練等を通じたマンション住人主体の防災対策も、特に大型マンションには必須です。(②)</u></p>	①高齢者福祉課／ ②防災危機管理課	<p>①要配慮者のうち、避難行動に特に支援を要する方を登載した「災害時地域たすけあい名簿」を作成しています。そのうち、外部提供に同意した方の名簿情報を、区内警察署・消防署、民生・児童委員、防災区民組織（町会・自治会）、介護サービス事業者のほか、区と協定を締結したマンション管理組合等にも提供しています。マンション内での災害時の安否確認体制の整備など、災害に備えた活動に利用していただくことにより、共助の取組につながるよう、説明会（ワークショップ）を開催するなど本事業の推進に努めています。</p> <p>②マンション防災対策においては、各家庭での「自助」の取り組みに加え、マンション居住者同士で助け合う「共助」の体制を構築することが重要であることから、マンション管理組合や自治会に対し、防災アドバイザーの派遣等を通じて防災マニュアルの作成や防災訓練の実施支援を行うとともに、パンフレットの配布等により共助の取り組みについて普及・促進を図ってまいります。</p>